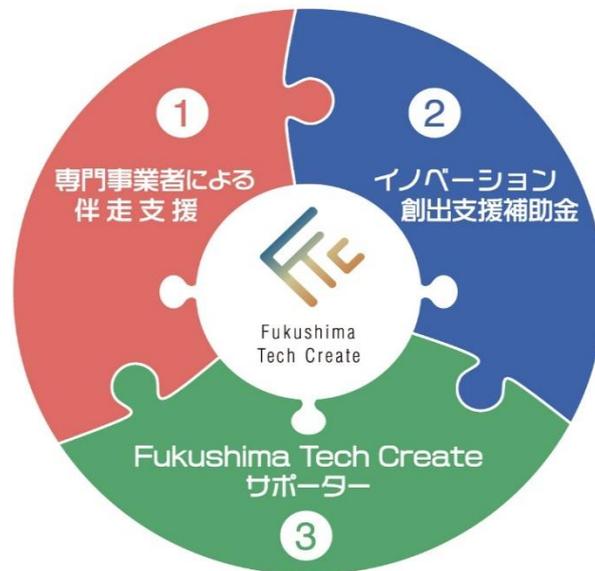


令和7年度イノベーション創出プラットフォーム事業

「Fukushima Tech Create (F T C)」参加者募集要領

イノベ地域での起業・創業を支援する
「3つのエンジン」



1 趣旨

福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」という。）を推進する福島県浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村。以下「イノベ地域」という。）で起業・創業にチャレンジする企業、個人等を支援するため、①「ビジネスアイデア事業化プログラム」、②「アクセラレーションプログラム」及び③「先端技術事業化アクセラレーションプログラム」（以下「3つのプログラム」という。）の令和7年度の参加者を募集します。

なお、本事業は、福島県からの委託により（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が実施するものです。

2 プログラムの概要

	プログラム名	内容
①	ビジネスアイデア事業化プログラム	福島イノベ構想の重点6分野*での起業や新事業展開等の新たなチャレンジを志向する法人・個人向けの支援プログラム
②	アクセラレーションプログラム	福島イノベ構想の重点6分野での事業化を志向するアーリーステージ等にある企業向けの支援プログラム
③	先端技術事業化アクセラレーションプログラム	公的研究機関や大学等での研究成果等を社会実装しようとする法人・個人向けの支援プログラム

※福島イノベ構想の重点6分野：廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

3 支援概要

(1) 3つのプログラムのいずれかに採択されたプログラム参加者（以下「参加者」という。）は、以下の支援を受けることができます。

- (ア) **豊富な支援実績を有する専門家**による起業・創業ステージに応じたアイデアの具現化や事業計画のブラッシュアップなどの**伴走支援**。
- (イ) **イノベーション創出支援補助金**による試作品開発や実証及びそれに関する市場調査などへの**資金支援**（補助金利用については、別途審査があります）。
- (ウ) **FTCサポーター(12ページ参考:FTCサポーター一覧)**によるビジネス化をより現実的かつ早期に達成するための支援。

この他、イノベーション創出イベントとして、各種交流会や資金調達方法などの各種勉強会、資金調達や事業パートナーの確保などをベンチャーキャピタル等に呼び掛けるピッチイベント（事業化に向けた取り組み成果の発表会）に参加することができます。

(2) プログラム別の支援内容

各ステージに応じた3つのプログラムを準備しております。**プログラム毎に、支援対象、支援年数、支援内容、補助金上限額、補助率、特定要件※の設定、および補助要件等が異なります**ので、応募にあたってはご留意ください。

※特定要件（次のいずれかに該当する場合）

- ①ビジネスコンテスト（国・県等が実施・後援するもの）で賞を獲得するなど優秀な成績を収めたことがあること
- ②J-STARTUP（地域版を含む）に選定されていること
- ③大学等発ベンチャーとして認定されており、補助金の交付申請時点において大学の施設・設備を使用できるなどの具体的な支援を受けていること
- ④事業を推進するうえで連携協定書等により福島県浜通り地域等の自治体との合意がなされていること
- ⑤VC（ベンチャーキャピタル）等からのエクイティ出資等の資金調達を行っていること
- ⑥大学等と共同研究をしていること

① 「ビジネスアイデア事業化プログラム」

募 集 数	20社(者)程度	
伴 走 支 援 者 事 業 (予 定)	株式会社ツクリエ 東京都千代田区神田猿楽町 2-8-11 Vort 水道橋 III	
支 援 対 象	イノベ地域で、福島イノベ構想の重点6分野での起業や新事業展開等の新たなチャレンジを志向する個人・企業（大企業※は除く）	
支 援 期 間	採択決定後から令和8年2月20日まで	
支 援 内 容 (予 定)	イノベーション創出支援補助金による支援、イノベーション創出イベント（イノベ地域又は首都圏にてワークショップ等を5回程度開催）によるビジネスモデル策定支援、専任の担当者による事業計画のブラッシュアップ、成果発表会での登壇機会の提供、実証協力者の紹介 等	
イノベーション創出支援補助金	補 助 金 補 助 上 限 額	300万円
	補 助 率	3/4（ただし特定要件を満たす場合は4/5）

※大企業：中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154条）における中小企業者及び小規模企業者の定義に該当しない企業（以下同じ。）

② 「アクセラレーションプログラム」

募 集 数	7社程度（既に採択が決定している継続採択先2社は含まず）	
伴 走 支 援 者 事 業 (予 定)	株式会社リバナース 東京都新宿区下宮比町 1-4 飯田橋御幸ビル	
支 援 対 象	イノベ地域で、福島イノベ構想の重点6分野での事業化を志向するアーリーステージ等にある企業（大企業は除く）	
支 援 期 間	採択決定後から令和8年2月20日まで （2年目：令和8年4月～令和9年2月19日まで※）	
支 援 内 容 (予 定)	イノベーション創出支援補助金による支援、イノベーション創出イベント（福島県をはじめ東北地域で1回以上、及び首都圏地域（オンライン参加も可能）においても開催されるセミナー等（両地域で合計4回以上））への参加、専任の担当者による事業計画のブラッシュアップ、成果発表会での登壇機会の提供、実証協力者の紹介 等	
イノベーション創出支援補助金	補 助 上 限 額	500万円（2年目に採択された場合は当該年度の補助上限額1,000万円）
	補 助 率	3/4（ただし特定要件を満たす場合は4/5）
	補 助 要 件	採択決定後、募集を行う「イノベーション創出支援補助金」については、 令和8年1月末時点でイノベ地域における事業拠点の設置が確認できる登記簿、賃貸借契約、賃料の納付実態を証するもの等の写しの提出を補助金の支払い要件とする。 ただし、単なる代表者等の生活のための拠点設置は対象外とする。

※翌年度の募集時に当該年度の進捗・成果を踏まえた審査があります。また、翌年度以降の募集実施及び要件の確定が前提となり、現段階では確定しているわけで

はありませんので、ご注意ください。

③ 「先導技術事業化アクセラレーションプログラム」

募 集 数	7社(者)程度	
伴 走 支 援 者 (予 定)	株式会社リバネス 東京都新宿区下宮比町 1-4 飯田橋御幸ビル	
支 援 対 象	イノベ地域で、公的研究機関や大学等での研究成果等を自ら社会実装しようとする研究者、又はその研究者と共に社会実装しようとする個人・企業（大企業は除く）	
支 援 フ ェ ー ズ	A. 起業フェーズ・・・起業・創業の準備もしくはその直後にある企業、個人 B. 事業化フェーズ・・・事業化に向けた試作品開発・実証等を行う企業 C. 量産化フェーズ・・・量産化に向けた開発製造施設等の立地を目指す企業 (フェーズを選択しての応募となります。複数フェーズへの応募は不可。)	
支 援 期 間	各フェーズ 採択決定後から令和8年2月20日まで	
支 援 内 容 (予 定)	イノベーション創出支援補助金による支援、イノベーション創出イベント（福島県をはじめ東北地域で1回以上、および首都圏地域（オンライン参加も可能）においても開催されるセミナー等（両地域で合計4回以上））への参加、専任の担当者による事業計画のブラッシュアップ、成果発表会での登壇機会の提供、実証協力者の紹介 等	
イノベーション創出支援補助金	補 助 上 限 額	各フェーズ 1,000万円
	補 助 率	3/4（ただし特定要件を満たす場合は4/5）
	補 助 要 件	採択決定後、募集を行う「イノベーション創出支援補助金」については、 <u>令和8年1月末時点でイノベ地域における事業拠点の設置が確認できる登記簿、賃貸借契約、賃料の納付実態を証するもの等の写しの提出を補助金の支払い要件とする。</u> ただし、単なる代表者等の生活のための拠点設置は対象外とする。

4 募集要件

3つのプログラムへ応募する企業、個人等は、**〔共通要件〕に掲げる全ての要件を満たすもの**とし、かつ、応募を希望する**各プログラムの〔個別要件〕に掲げる要件を満たすもの**とします。

[共通要件]

- (1) 「福島県地域復興実用化開発等促進事業費補助金」で採択された事業テーマで同時に参加しようとする者でないこと（採択前の申請は可能であるが、採択決定後は、両方への参加はできない。）。
- (2) 原則、期間中の全てのイベント・ワークショップ・現地視察等への参加が可能であること。
- (3) オンラインでの会議に参加するために必要な機器の操作能力・環境を十分確保すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。他、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（応募者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、応募者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

[個別要件]

① 「ビジネスアイデア事業化プログラム」

応募資格	イノベ地域で、福島イノベ構想の重点6分野での起業や新事業展開等の新たなチャレンジを志向する 個人・企業(大企業は除く)					
個別要件	・ 7月から12月まで、月に1度、川崎市または福島県いわき市で開催するワークショップに参加できる者（交通費は自己負担）。					
	川崎市	7/3	8/5	10/8	11/18	12/16
	いわき	7/7	8/7	10/9	11/19	12/17
・ 9月実施予定の1泊2日のイノベツアーに参加できる者（集合前・解散後の交通費は自己負担）。						
・ 1月29日及び30日（予定）に、イノベ地域で開催するFTC成果発表会に参加できる者（交通費・旅費は自己負担）。 その他伴走事業者が実施するイベントに参加できるもの。						

② 「アクセラレーションプログラム」

応募資格	イノベ地域で、福島イノベ構想の重点6分野での事業化を志向するアリーステージ等にある 企業(大企業は除く)
個別要件	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1度以上、伴走事業者との打ち合わせ等を実施できる者。 ・伴走事業者が実施するイベントに参加できる者（交通費は自己負担）。 ※11月のイノベ地域でのマッチングイベント、その他オンラインセミナーを3回以上実施予定) ・1月29日及び30日（予定）に、イノベ地域で開催するFTC成果発表会に参加できる者（交通費・旅費は自己負担）。

③ 「先導技術事業化アクセラレーションプログラム」

応募資格	イノベ地域で、 公的研究機関又は大学等での研究成果等を自ら社会実装しようとする研究者、又はその研究者と共に社会実装しようとする次のいずれかの個人・企業(大企業は除く) A. 自らの研究成果等を社会実装しようとする研究者個人 B. 自らの研究成果等を社会実装しようとする研究者が創業する企業(大企業は除く) C. 他者の研究成果等を契約に基づき社会実装しようとする個人・企業(大企業は除く)
個別要件	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1度以上、伴走事業者との打ち合わせ等を実施できる者。 ・伴走事業者が実施するイベントに参加できる者（交通費は自己負担）。 ※11月のイノベ地域でのマッチングイベント、その他オンラインセミナーを3回以上実施予定) ・1月29日及び30日（予定）に、イノベ地域で開催するFTC成果発表会に参加できる者（交通費・旅費は自己負担）。

5 募集期間

令和7年4月11日（金）から**令和7年5月25日(日)23:59(時間厳守)**まで

6 応募方法

参加希望者は当機構ホームページの以下のURLから申込フォームに入力してください。

<https://www.fipo.or.jp/news/36164>



7 提出書類

以下の資料等を**申込フォームに添付**してください。

(1) 申請内容に関する補足説明資料**(全参加希望者)**

「PowerPoint」等プレゼンテーションソフトで作成した**事業計画（応募プログラムで申請予定である補助金総額を含めた資金計画も含む）**をデータ容量圧縮し、**PDF化した資料（A4横 表紙含む10枚以内**でまとめたもの。なお（2）及び（3）に関する書類はこの枚数に含みません。）

(2) 補助率4/5適用を申請する場合：特定要件毎の提出書類(PDF化)

特定要件	提出書類
① ビジネスコンテスト（国・県等が実施・後援するもの）で優秀な成績を収めたことがあること	成績を証明する書類及び関係資料の写し等
② J-STARTUP（地域版を含む）に選定されていること	認定書の写し等
③ 大学等発ベンチャーとして認定されており、補助金の交付申請時点において大学の施設・設備を使用できるなどの具体的な支援を受けていること	認定書の写し及び関係資料の写し等
④ 事業を推進するうえで連携協定書等により福島県浜通り地域等の自治体との合意がなされていること	連携協定書の写し等
⑤ VC（ベンチャーキャピタル）等からのエクイティ出資等の資金調達を行っていること	出資や融資等にかかる契約を証明する書類の写し等
⑥ 大学等と共同研究をしていること	共同研究に関する契約書の写し等（単に研究を大学へ発注しているものは対象外） <u>※後日、利益相反や産業財産権の取扱いで紛議がないよう十分注意すること</u>

(3) 先導技術事業化アクセラレーションプログラムへ参加を希望する方の追加提出書類

- ア 自ら社会実装しようとする研究者または研究者が創業する企業（大企業を除く）
 - (ア) 社会実装しようとする研究成果等が確認できる書類（Research Map 等の論文・知財情報とそれを**3枚以内に要約**し、研究成果と応募者の関係を記載したもの。）
 - (イ) 当該研究成果に関連する権利が自身に帰属することを証明する文書
- イ 他者の研究成果等を契約に基づき社会実装しようとする個人・企業（大企業を除く）
 - (ア) 社会実装しようとする研究成果等が確認できる書類（Research Map 等の論文・知財情報とそれを**3枚以内に要約**し、研究成果と応募者の関係を記載したもの。）
 - (イ) 当該研究成果に関連する権利が自身に帰属することを証明する文書

なお、(1)～(3)については**郵送による申請は受け付けません。**

8 審査方法

採択については、外部有識者を含む採択委員会にて審査を行います。なお、審査の結果については、令和7年6月末までに当機構より個別に書面にて通知予定です（審査の状況

や結果については公表いたしません)。

	プログラム名	審査方法
①	ビジネスアイデア事業化プログラム	書類審査
②	アクセラレーションプログラム	書類審査
③	先導技術事業化アクセラレーションプログラム	一次審査：書類審査 二次審査： 対面 での面談 (会場は福島イノベーション・コースト構想推進機構福島オフィス、日程は令和7年6月 20日(金) 19日(木) を予定)

9 支援期間

支援期間：採択日から令和8年2月20日まで

※補助金活用可能期間：7月上旬～1月下旬を予定。

10 補助金に関する注意点等

(1) 試作品の研究開発、事業展開を加速させる概念実証、当該試作品実証による新ビジネスの創出にかかる市場調査等に係る以下の経費を補助します。

	ビジネス アイデア事業化 プログラム	アクセラレーション プログラム	先導技術事業化アクセラレーションプログラム		
			起業フェーズ	事業化フェーズ	量産化フェーズ
イノベ地域内事業用施設・機器等の賃借料、利用料	○	○	○	○	○
材料費等 (原材料、消耗品)	○	○	○	○	○
物品費 (耐用年数が1年未満、若しくは、取得価格が10万円未満)	○	○	○	○	○
調査費 (自社が行うテストマーケティングに要する費用 等)	○	○	○	○	○
旅費	○	○	○	○	○
通信運搬費	○	○	○	○	○
クラウド費	○	○	○	○	○
外注費	○	○	○	○	○
人件費 (代表者分を除く)				○	○
調査費 (量産化実証に向けた生産設備・検査設備等の設計費用やこれらの設備等を設置する建屋の設計費用)					○

<補助金活用の例>

- 試作品を製作するための機器をレンタル・利用する賃借料
- 試作品の製作に関するイノベ地域内のインキュベーション施設の賃借料
- 試作品の性能検証に関する福島ロボットテストフィールドの利用料
- 試作品を製作するための物品、原材料・消耗品の購入費
- イノベ地域で試作品の性能検証を行うための機材の運搬費や旅費
- 試作品等の市場ニーズを調査する委託調査費
- 試作品を製作するための、システム上の要件定義や設計図作成に関する委託設計費
- 試作品を製作するための外注加工費
- 特許出願や審査請求にかかる専門家等の手数料

(2) 補助金に関する詳細は採択された各プログラムの参加者に別途ご案内しますが、以下の点にご留意ください。

○「アクセラレーションプログラム」及び「先導技術事業化アクセラレーションプログラム」については、**令和8年1月末時点でイノベ地域における事業拠点の設置が確認できる登記簿、賃貸借契約、賃料の納付実態を証するもの等の写しの提出を補助金の支払い要件**とします。ただし、単なる代表者等の生活のための拠点設置は支払いの対象外となります。

○すべてのプログラムについて、今年度の補助金交付決定前に発注・契約したものは、補助対象となりません。

○汎用性が著しく高く、目的外使用が可能なものは補助対象となりません。

○補助金活用期間内に納品・支払いが完了しない経費、補助対象事業者に権利が帰属しないものは、補助対象となりません。

○人件費*、サーバーの購入・レンタル費、光熱水料、資産・設備等の改修費は、**補助対象となりません。**

※先導技術事業化アクセラレーションプログラムの事業化フェーズおよび量産化フェーズに限り、代表者分を除くプログラムの実施に要する人件費は補助対象となります。

○いずれの経費も資産性のないものが補助対象となります。

○**事務所賃借料は、イノベ地域内での補助対象事業専用事務所のみが補助対象**(拠点設立に係る費用(敷金や礼金)は補助対象外)となります。

○補助金の交付要件として、決められた期限までに拠点未設置の場合や、他との契約において紛議が発生した場合には、補助金交付決定を取り消しとする場合があります。

○補助金は、補助対象事業者の支払を証する証憑類を確認した上での精算払となります。

○補助事業終了後に実施する確定検査において、補助金が減額される場合があります。

11 その他

(1) 参加プログラムは1つです。(複数のプログラムでの参加はできません。)

(2) **アクセラレーションプログラム及び先導技術アクセラレーションプログラムを希望する場合で、希望するプログラム採択に漏れた場合に、ビジネスアイデア事業化プログラムの要件でも参加対応が可能である場合、意思表示(申込フォームへ入力)することにより、ビジネスアイデア事業化プログラムでの審査を受けることができます。なお、ビジネスアイデア事業化プログラムの申込フォームへの入力は不要**です。

(3) ビジネスアイデアコンテスト「イノベのたまご」の最優秀賞獲得者は審査にて加点対象とします。

(3) 企業、個人等が要件を欠くことが判明した場合や申請内容に虚偽等があった場合には、採択を取り消す場合があります。

(4) 審査結果(不採択理由等)は、お答えしません。

12 お問い合わせ先

受付時間

(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構

産業集積部 事業創出支援課

電話 024-581-7045 (受付時間：平日 9:00～17:00)

Eメール：ftc2023support@fipo.or.jp

以 上

行政機関

■復興庁 ■経済産業省 ■福島県 ■いわき市 ■相馬市 ■田村市 ■南相馬市 ■川俣町
■広野町 ■檜葉町 ■富岡町 ■川内村 ■大熊町 ■双葉町 ■浪江町 ■葛尾村 ■新地町
■飯館村

金融機関・VC

■日本政策投資銀行東北支店 ■日本政策金融公庫（福島支店・いわき支店） ■東邦銀行 ■あぶくま信用金庫 ■福島銀行 ■みずほ銀行 ■アグリビジネス投資育成株式会社 ■株式会社 FUNDINNO ■スパークル株式会社 ■株式会社ユニコーン ■株式会社ファンドクリエーション ■ニッセイ・キャピタル株式会社 ■イークラウド株式会社 ■アーキタイプベンチャーズ株式会社 ■合同会社 iUZ investment ■東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 ■株式会社ジェネシア・ベンチャーズ ■株式会社環境エネルギー投資 ■株式会社みらい創造インベストメント ■ミライドア株式会社 ■ミライドア Tohoku 株式会社

学術機関

■東北大学（未来科学技術共同研究センター(NICHE)） ■福島大学 ■会津大学 ■日本大学工学部 ■福島県立医科大学 ■福島工業高等専門学校 ■情報経営イノベーション専門職大学

その他支援機関等

■公益社団法人福島相双復興推進機構 ■産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所 ■日本原子力研究開発機構 ■工業所有権情報・研修館 ■日本弁理士会 ■中小企業基盤整備機構東北本部 ■日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報センター ■福島県信用保証協会 ■福島県産業振興センター ■福島県ハイテクプラザ
■ふくしま医療機器開発支援センター ■福島県商工会連合会 ■福島県中小企業団体中央会
■いわき商工会議所 ■相馬商工会議所 ■原町商工会議所
■公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会 ■株式会社ゆめサポート南相馬 など
（令和7年4月時点）

■これまでのF T C参加者のご紹介

▽令和6年度参加者

<https://www.fipo.or.jp/news/35675>



▽令和5年度参加者

<https://www.fipo.or.jp/news/29438>



▽令和4年度参加者

<https://www.fipo.or.jp/news/21780>



▽令和3年度参加者

<https://www.fipo.or.jp/news/18486>



▽令和2年度参加者

<https://www.fipo.or.jp/news/13519>

